

目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理者運営評価委員会要綱

平成23年4月1日目区文第163号決定

平成31年3月11日目区文第1940号改正

令和2年7月1日目区文第306号改正

令和6年4月1日目区文第5122号改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区付属機関の設置に関する条例（令和6年3月目黒区条例第9号）第3条の規定に基づき、目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理者運営評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 評価基準及び評価方法に関すること。
- (2) 管理運営業務の評価の実施に関すること。
- (3) 管理運営状況の調査に関すること。
- (4) 管理運営業務に係る指導・助言事項の整理に関すること。
- (5) 評価結果の区長への報告に関すること。
- (6) その他、指定管理者制度の運用に関し委員会が必要と認めること。

(構成委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、指定管理者との関係において利害関係を有する組織の代表、役員及び又はこれに準ずる者（相談役、顧問その他名称の如何を問わず、経営上の支配力を有する者を含む。）は委員になることができない。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 区民 2人
- (3) 文化・スポーツ担当部長
- (4) スポーツ振興課長

2 委員会には、外部有識者としてアドバイザーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、区長が指定した日から当該指定管理者の指定期間が終了する日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会には委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員のうちから互選により定め、副委員長は委員長の指名により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者や目黒区文化ホール又は目黒区美術館の指定管理者に対し、会議への出席を求め、意見を聴き、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第9条 委員会の会議は非公開とする。ただし、委員会が必要と認めたときは会議の一部又は全部を公開とすることができる。

(責務)

第10条 委員会の委員及びアドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、文化・スポーツ部文化・交流課が担当する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (一部改正〔平成31年3月11日目区文第1940号〕)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (一部改正〔令和2年7月1日目区文第306号〕)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

付 則 (一部改正〔令和6年4月1日目区文第5122号〕)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。